

第四十八号議案

東京都収用委員会委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例  
右の議案を提出する。

令和八年二月十八日

提 出 者    東京都知事    小    池    百    合    子

東京都収用委員会委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例  
東京都収用委員会委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和二十六年東京都条例第四百十号）の一部を次のように改正する。

第一条の表中「五三〇、〇〇〇円」を「五四五、〇〇〇円」に、「四三五、〇〇〇円」を「四四七、〇〇〇円」に、「二一八、四〇〇円」を「二九、二〇〇円」に改める。

附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

（提案理由）

東京都収用委員会委員及び予備委員の報酬の額を改定する必要がある。